

資 料

(個人所得課税関係)

目 次

・ 高齢社会対策の大綱について（平成13年12月28日 閣議決定）	1
・ 世帯主年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額	2
・ 高齢者世帯の所得階層別にみた世帯分布（2000年）	3
・ 高齢者世帯における主たる所得別の世帯の構成割合（所得四分位階級別）	4
・ 高齢者世帯における公的年金等の総所得に占める割合の世帯構成比（所得階級別）	5
・ 高齢者世帯における世帯業態別にみた 所得の種類別1世帯当たり平均所得及び構成割合（2000年）	6
・ 国民年金（基礎年金）の受給年金額別の受給権者数	7
・ 厚生年金保険（基礎年金・報酬比例部分）の受給年金額別の受給権者数（平成13年度）	8
・ 厚生年金基金の平均年金額（月額ベース）	9
・ 厚生年金基金（加算型）の平均年金額（月額ベース）別の基金数	10
・ 高齢者世帯の消費支出とモデル年金額（月額ベース）	11
・ モデル年金額と課税最低限（年額ベース）	12
・ 年金制度の体系	13
・ 国民年金の（各号別）被保険者数の推移	14
・ 厚生年金保険の被保険者数の推移	15
・ 厚生年金基金の加入員数の推移	16
・ 国民年金の被保険者数（見通し）	17
・ 厚生年金保険の被保険者数（見通し）	18
・ 国民年金の受給者数の推移	19
・ 厚生年金保険の受給者数の推移	20
・ 厚生年金基金の受給者数の推移	21
・ 国民年金（基礎年金）の受給者数（見通し）	22
・ 厚生年金保険の受給者数（見通し）	23
・ 厚生年金保険の標準報酬月額別被保険者数	24
・ 退職年金制度を有する企業の形態別構成比	25
・ 退職金制度の形態別男子定年退職者の退職金（60年調査と9年調査との比較）	26

高齢社会対策大綱（抄）

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第2条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- (1) 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- (2) 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- (3) 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

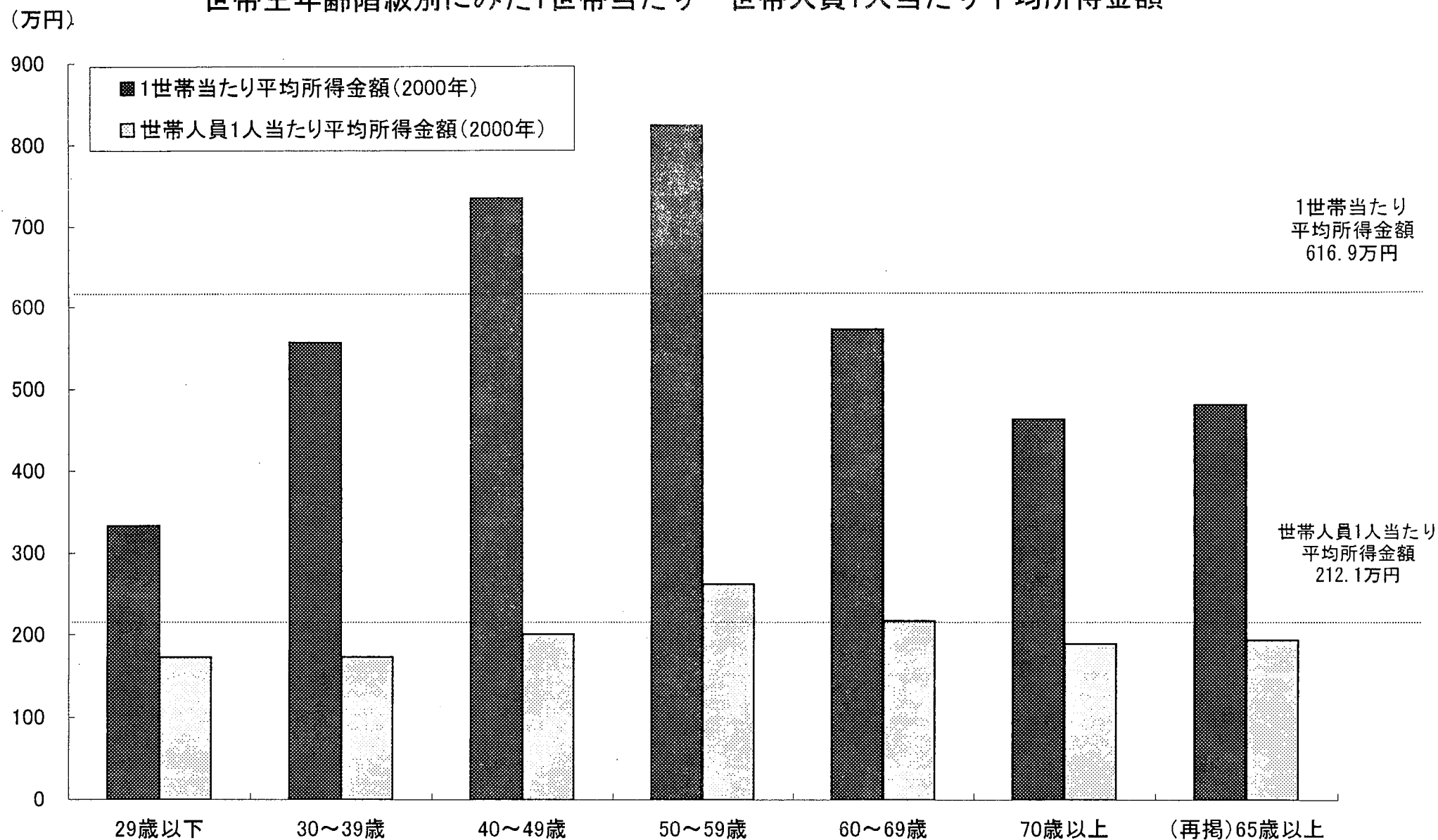
年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

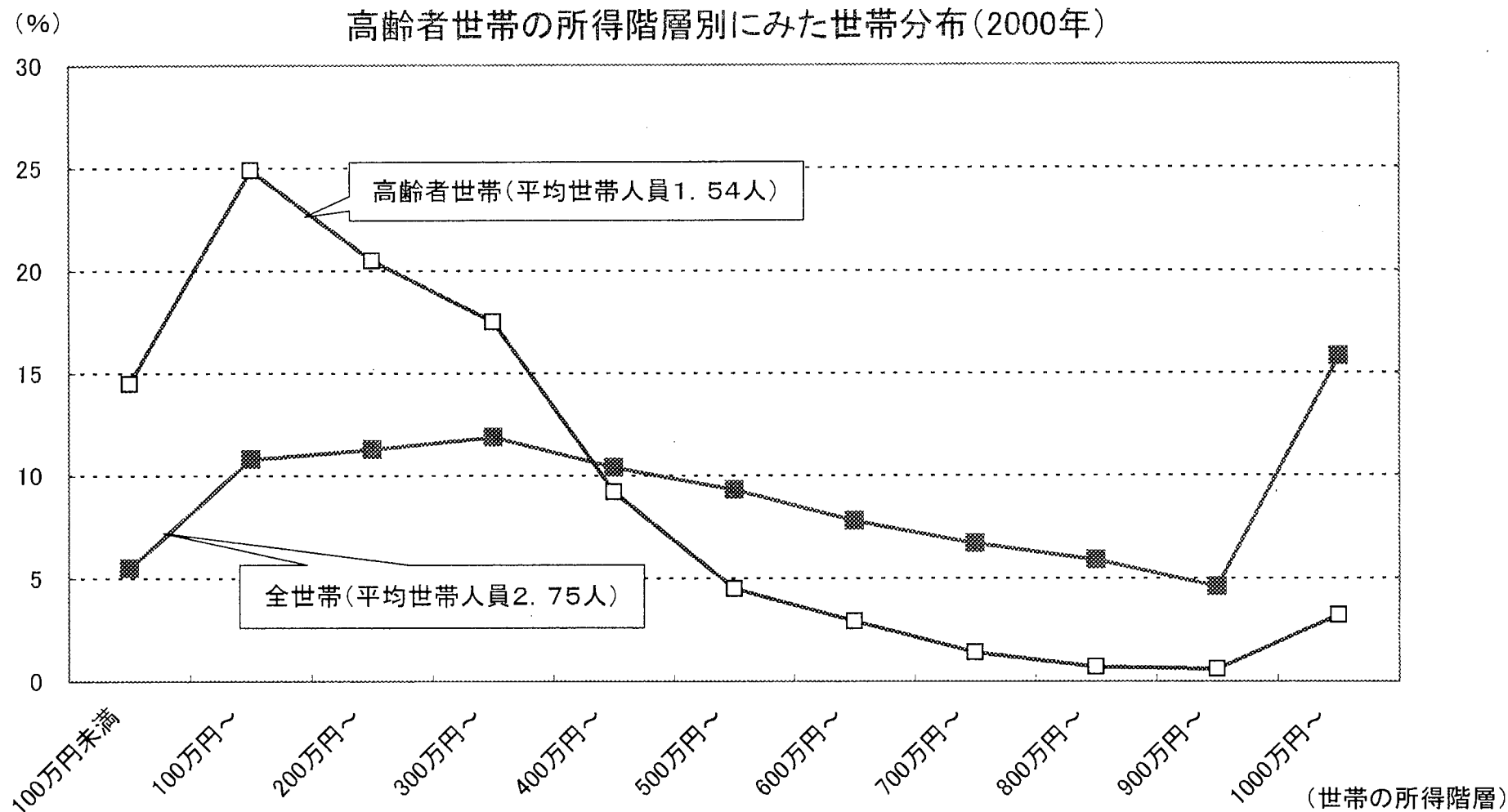
また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。

世帯主年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額



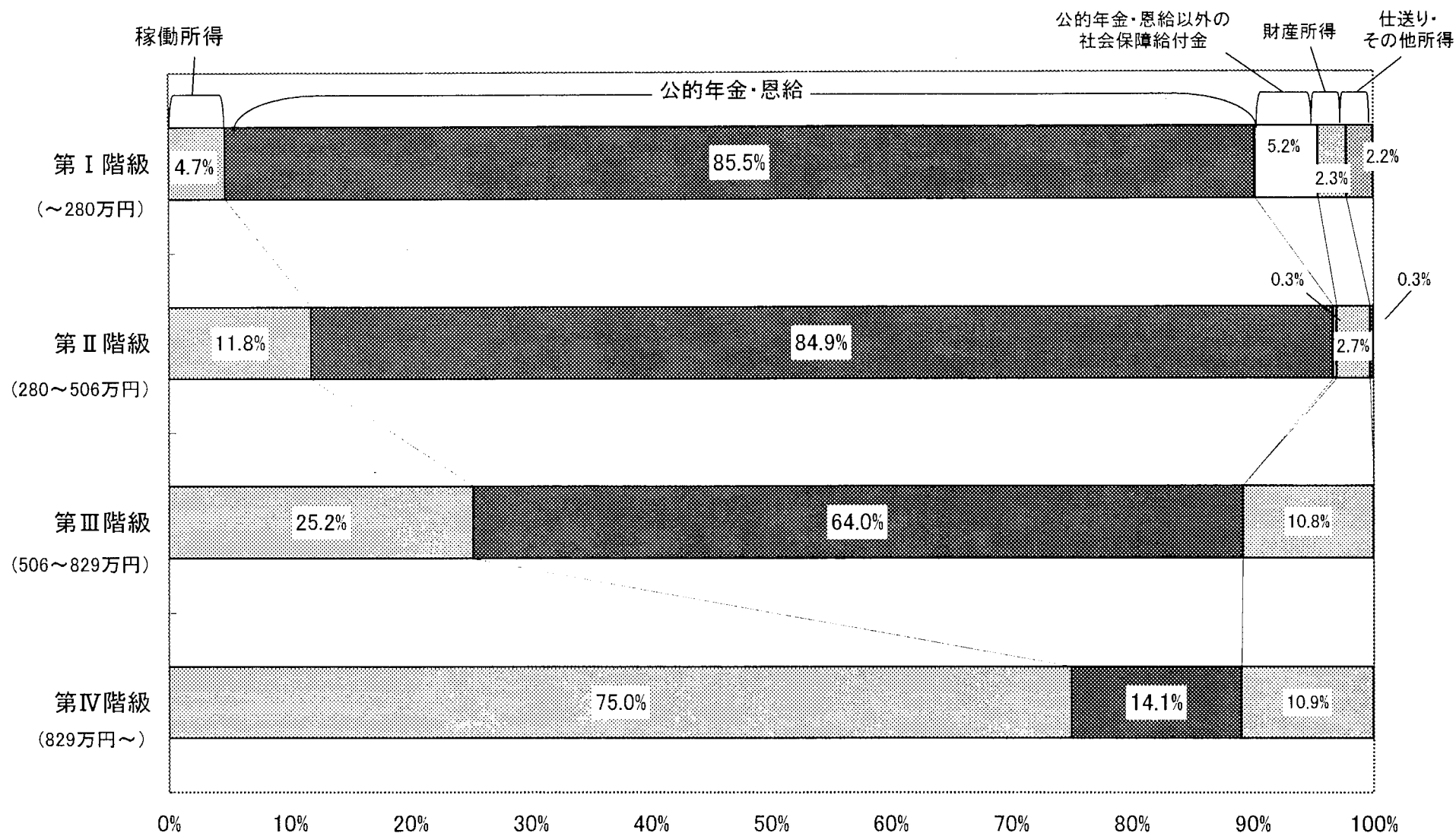
(備考) 厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」より作成。



(備考) 厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」より作成。

(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

高齢者世帯における主たる所得別の世帯の構成割合(所得四分位階級別)

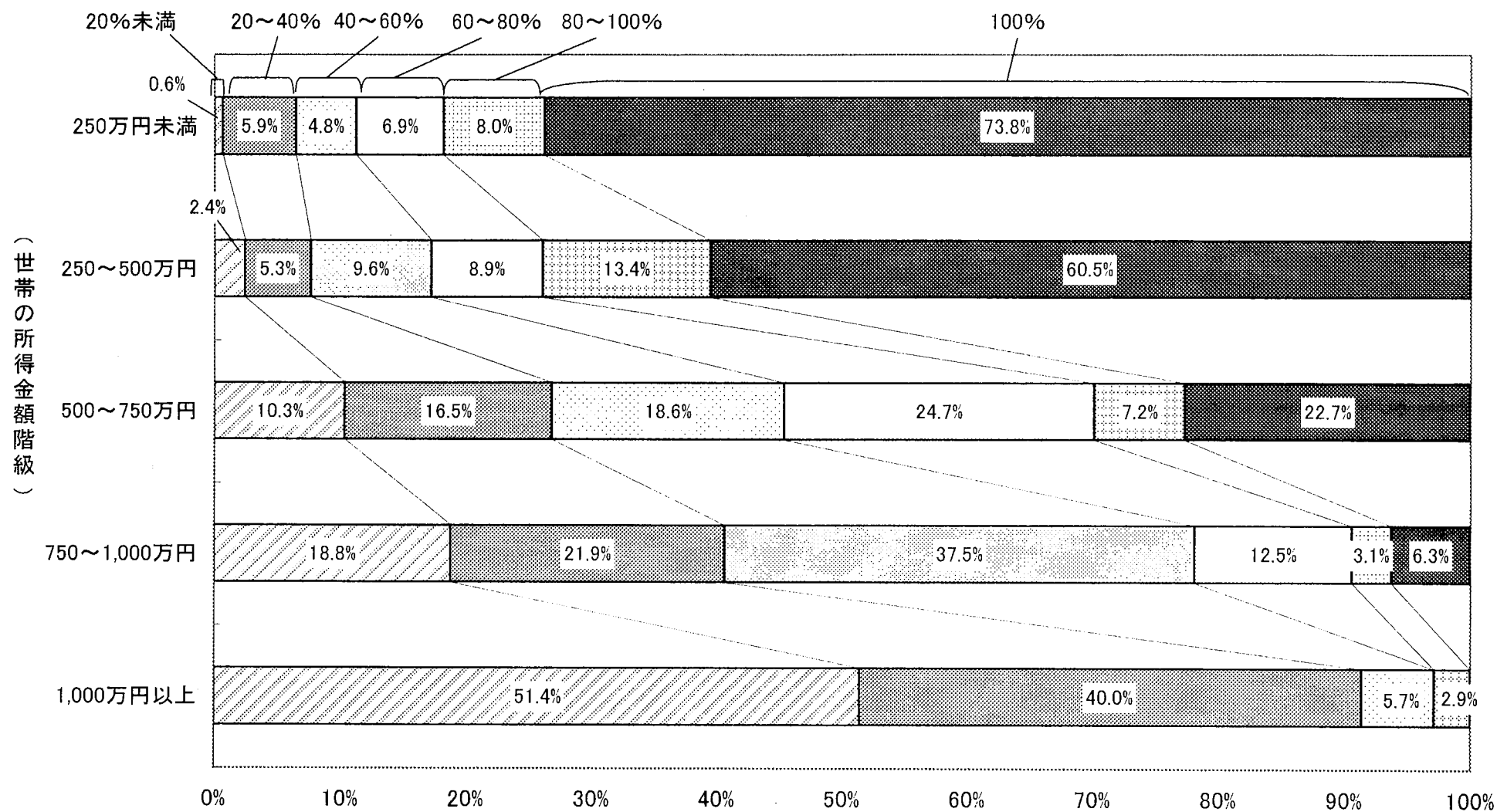


(備考)厚生労働省「平成12年 国民生活基礎調査」より作成。

(注)1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯である。

2. 稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいい、財産所得とは、家賃・地代の所得
利子・配当金をいう。

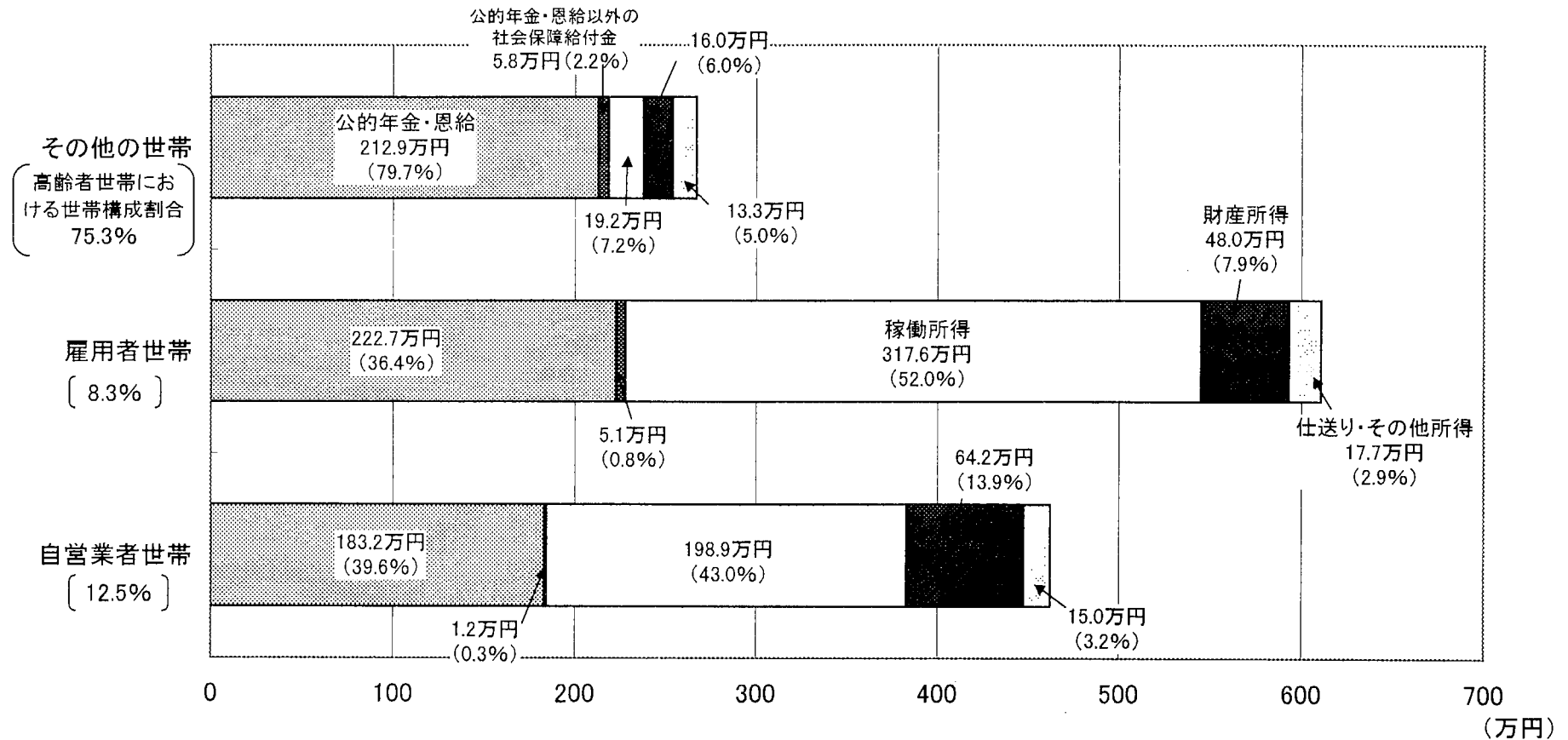
高齢者世帯における公的年金等の総所得に占める割合の世帯構成比(所得階級別)



(備考)厚生労働省「平成12年 国民生活基礎調査」より作成。

(注)高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯である。

高齢者世帯における世帯業態別にみた所得の種類別
1世帯当たり平均所得及び構成割合(2000年)

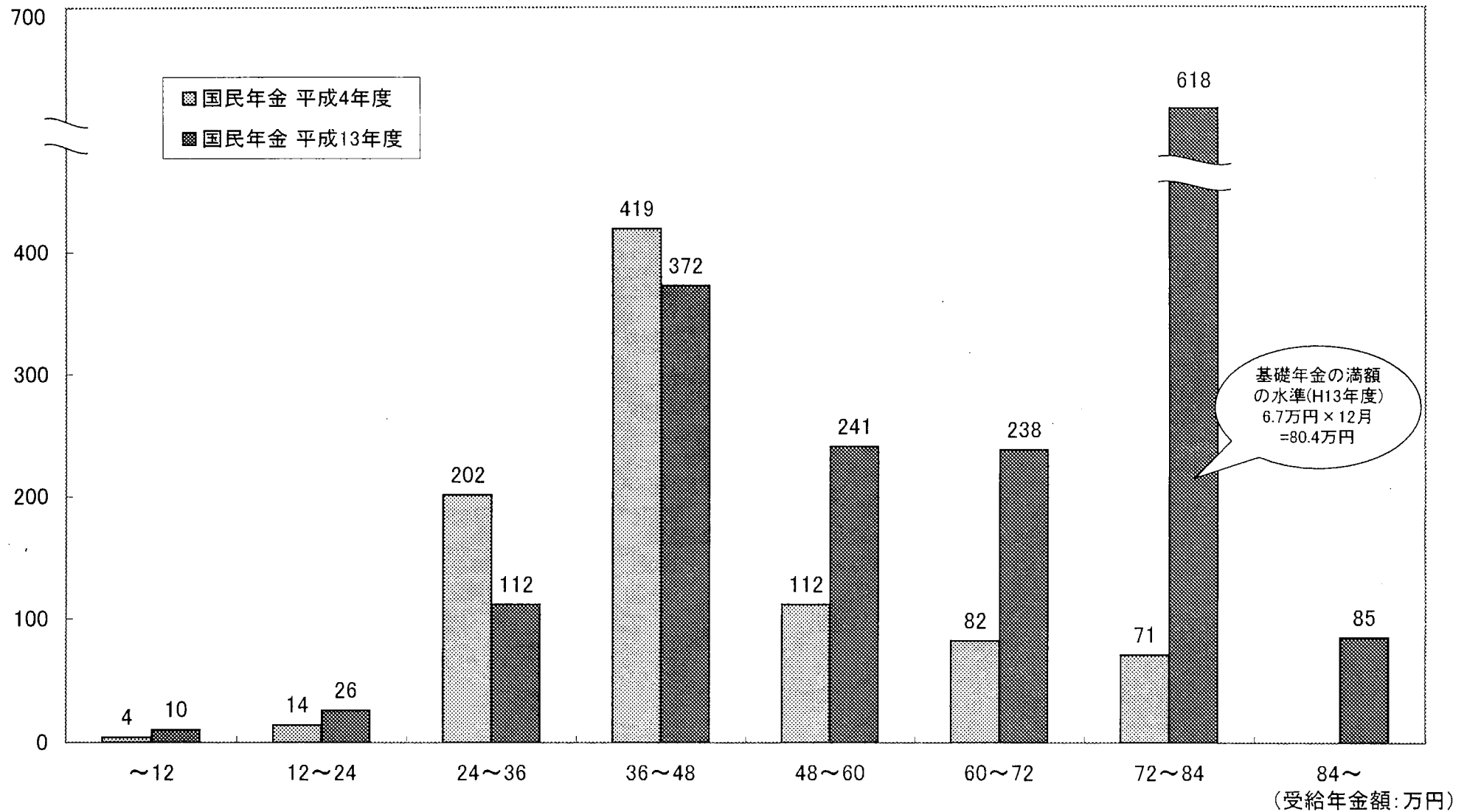


(備考)厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」より作成。

- (注) 1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
 2. ①雇用者世帯は、最多所得者が他人に雇われて賃金を得ている世帯。
 ②自営業者世帯は、最多所得者が自営業を行っている世帯。
 ③その他の世帯は、最多所得者が上記に該当しない世帯。
 3. ①稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得。
 ②財産所得とは、家賃・地代の所得、利子・配当金。

国民年金(基礎年金)の受給年金額別の受給権者数

(単位:万人)



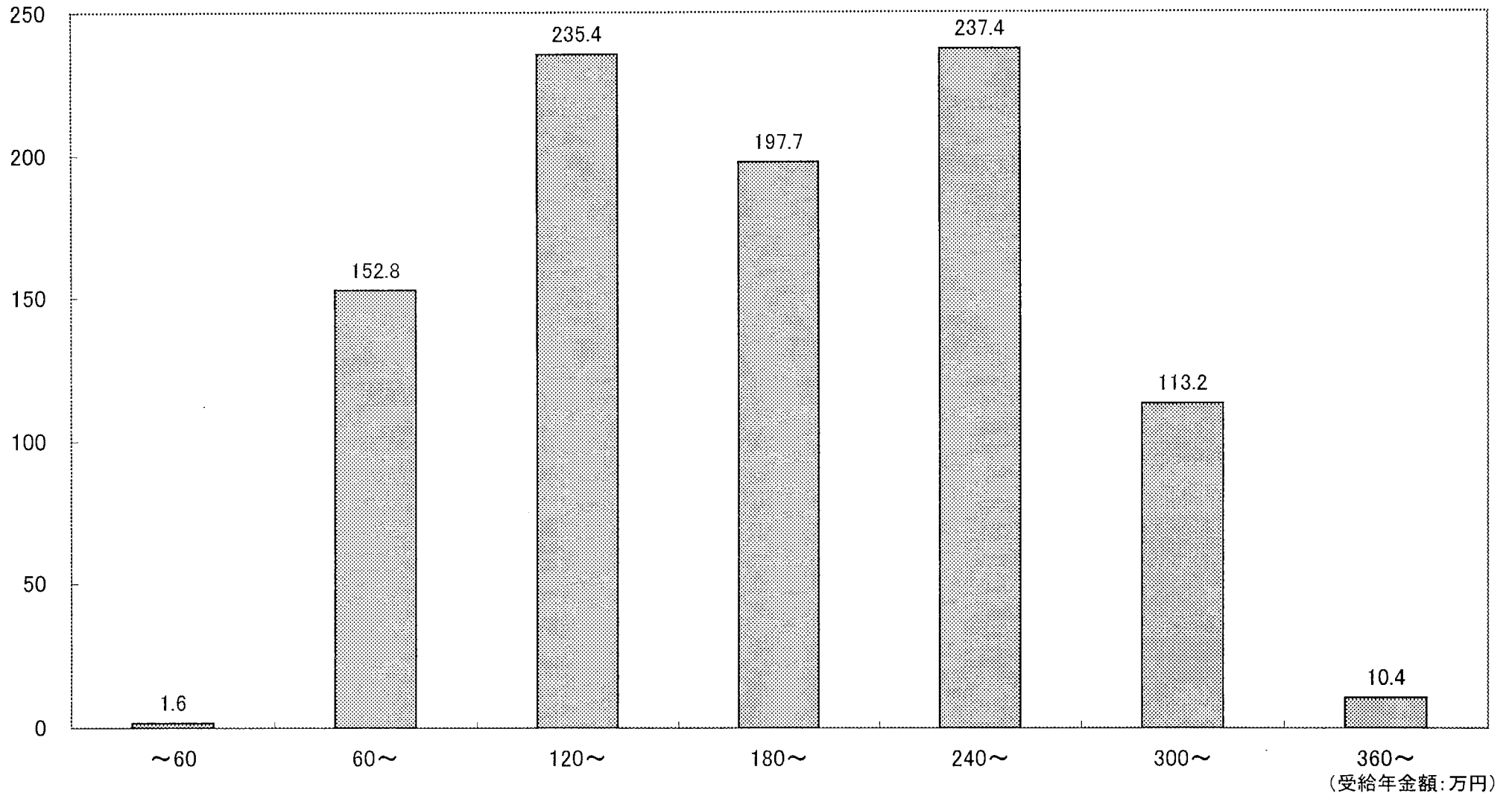
(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

(注) 1. 受給年金額の区分けは、各年度末時においてとらえた受給権者について、その時点で決定済みの年金額を用いて算出した。

2. 平成4年度の「72万円~84万円」欄の値は、72万円以上の値を示す。

厚生年金保険(基礎年金・報酬比例部分)の受給年金額別の受給権者数(平成13年度)

(単位:万人)

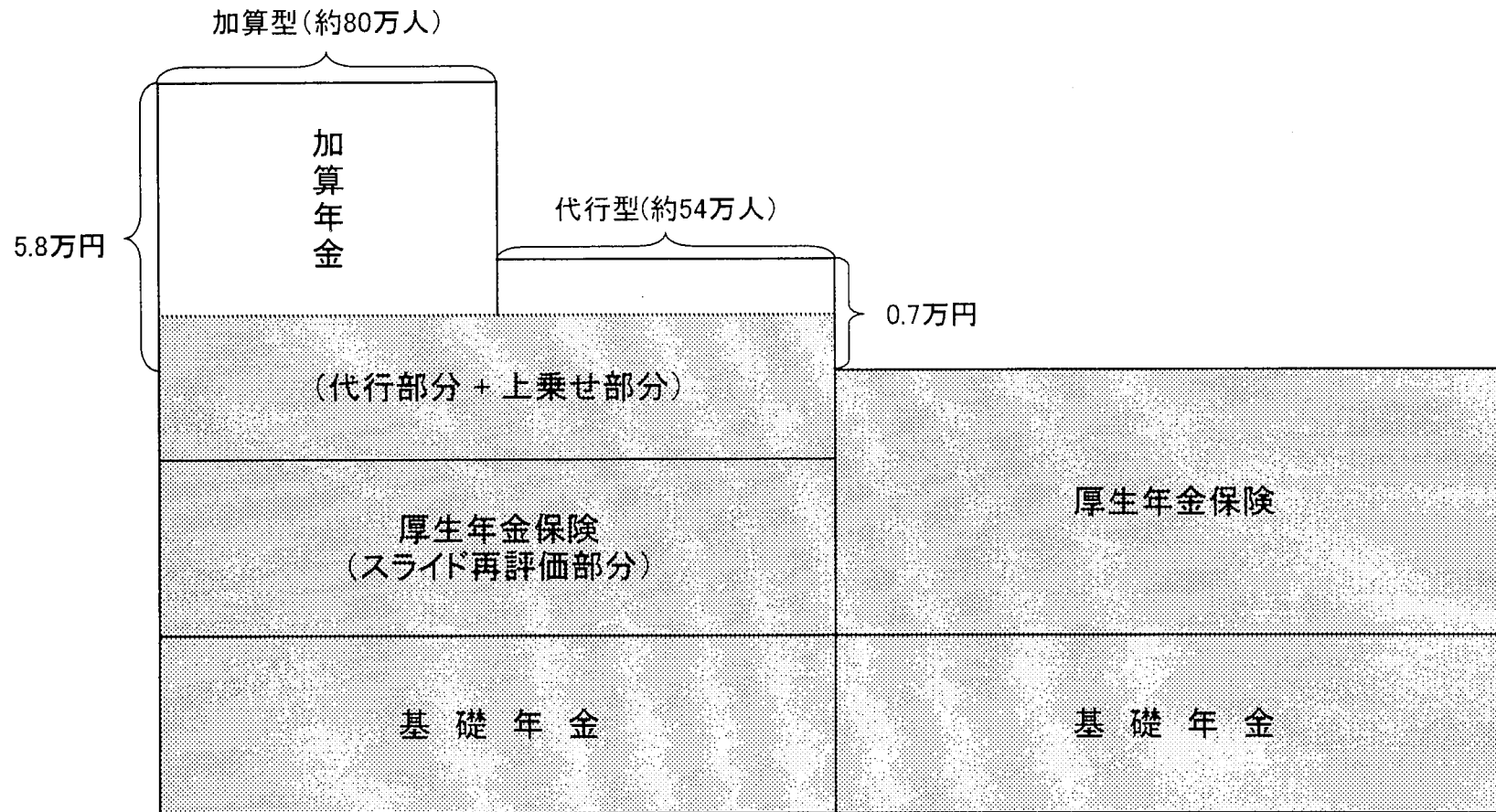


(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

- (注) 1. 老齢厚生年金のうち、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の者(中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものの分布を示した。
 2. 受給年金額の区分けは、平成13年度末時においてとらえた受給権者について、その時点で決定済みの年金額を用いて算出した。
 3. 受給年金額には、厚生年金基金代行分を含んでいる。
 4. 平成13年4月から特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられているため、報酬比例部分のみの金額のものが含まれている。

厚生年金基金の平均年金額(月額ベース)

(平成14年3月末現在)

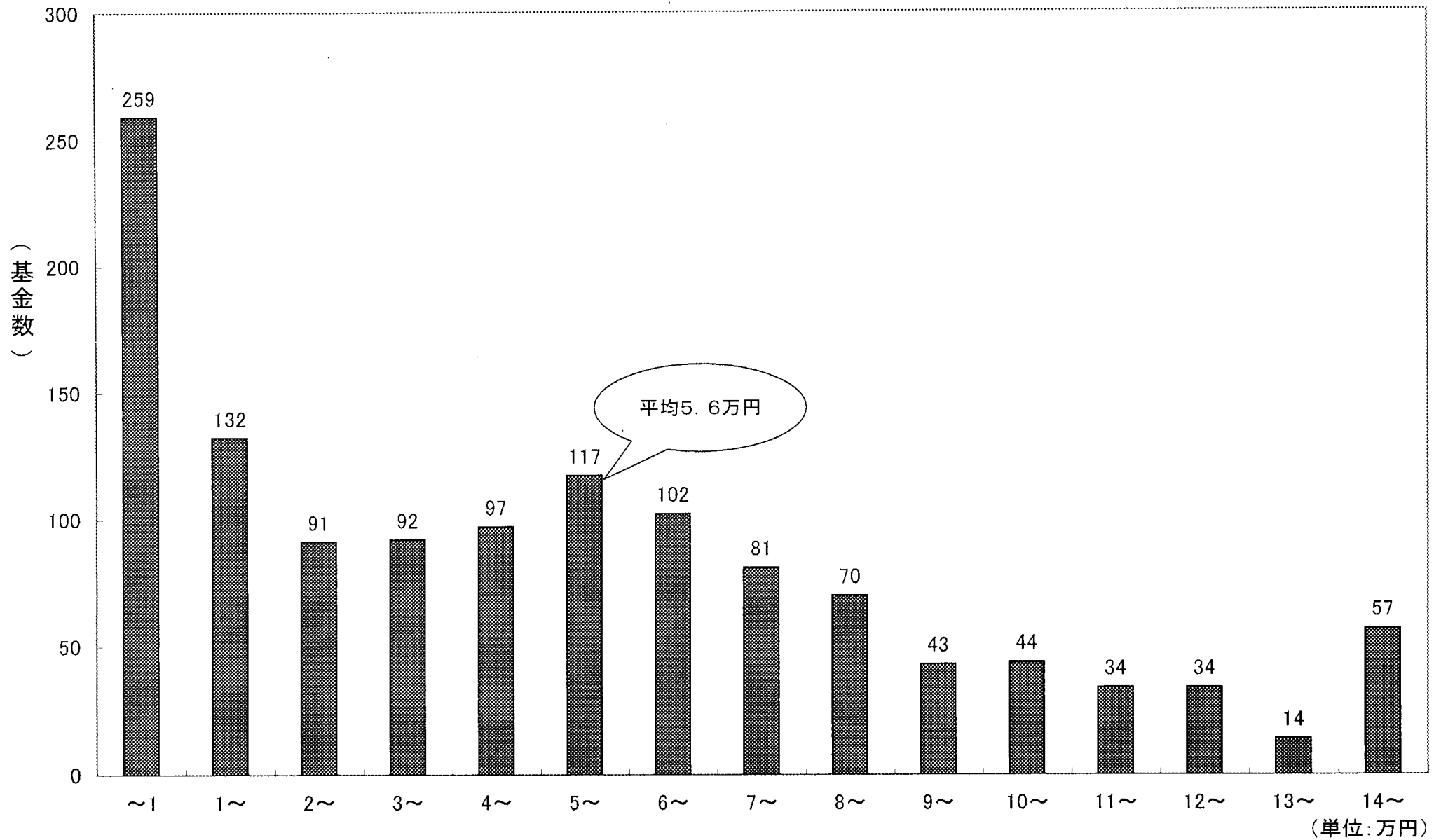


(厚生年金基金に加入していない者)

(備考) 厚生年金基金連合会「平成14年版 厚生年金基金事業年報」より作成。

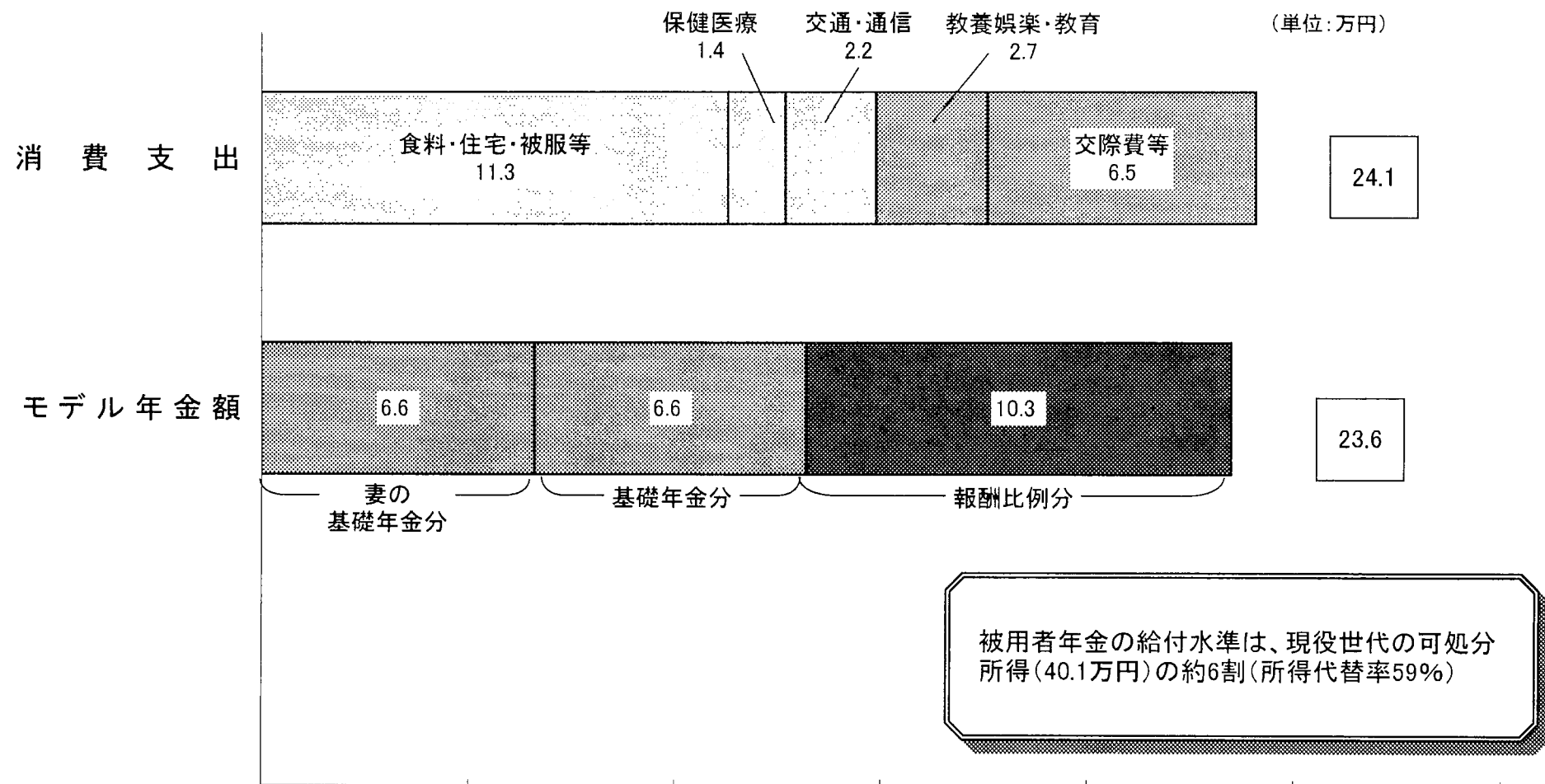
- (注) 1. 加算年金の平均年金額(月額ベース)は5.6万円である。
 2. 平均年金額(年額ベース)は、加算型の場合は約295.2万円、代行型の場合は約235.0万円となる。

厚生年金基金(加算型)の平均年金額(月額ベース)別の基金数



(備考) 厚生年金基金連合会「平成14年版 厚生年金基金事業年報」より作成。

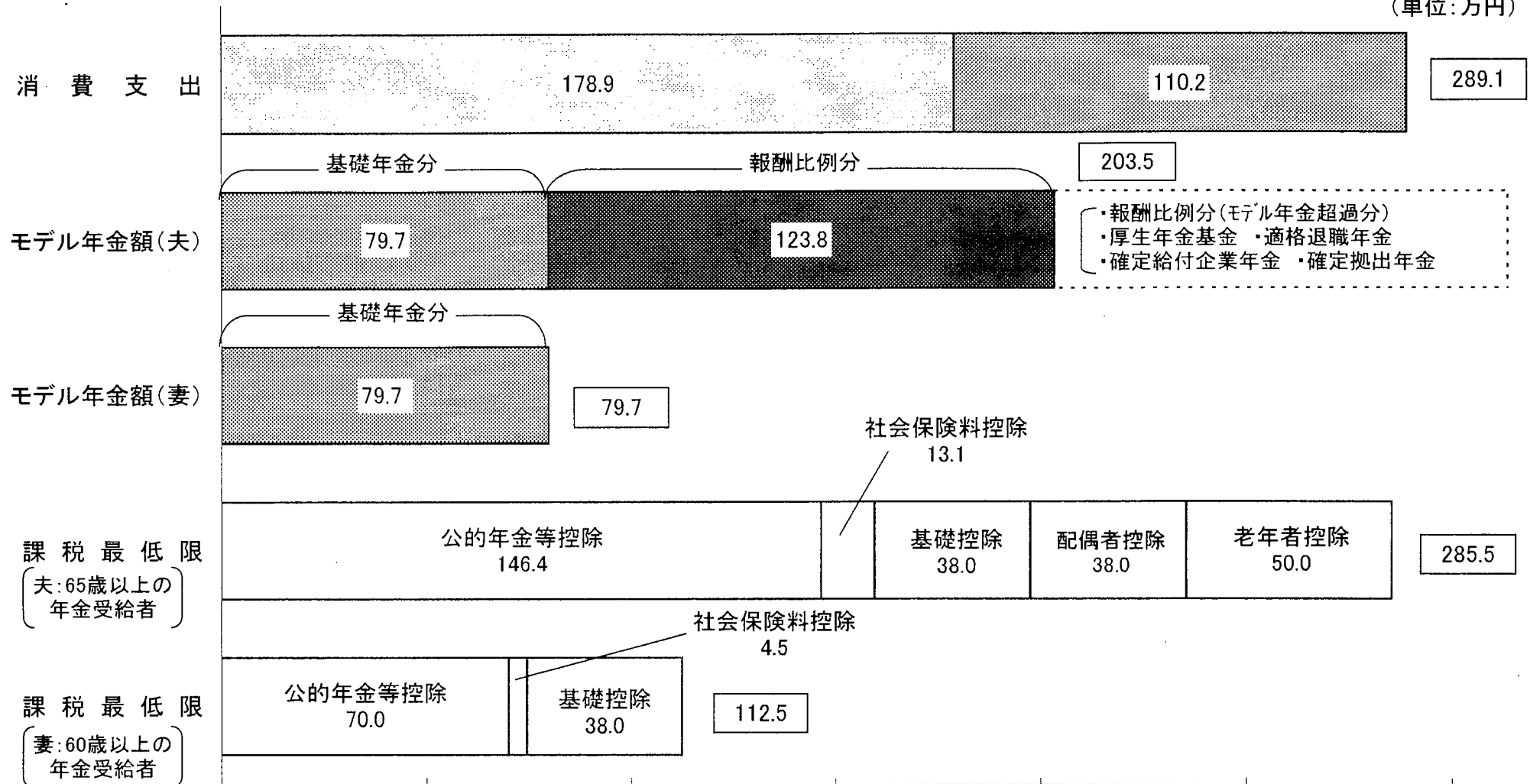
高齢者世帯の消費支出とモデル年金額（月額ベース）



- （注）1. 消費支出は、「平成13年家計調査年報」（総務省統計局）の高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみで有業者のいない世帯）の数値である。
2. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦（妻は専業主婦）の受け取る年金額（15年度物価スライド実施後）。加入期間が短い場合や年金の繰り上げ支給を受けているなどの場合には実際に受け取る年金額はこれより低くなる。なお、実績では、平均年金額（老齢年金）は、基礎年金で5.5万円、厚生年金（基礎年金含む）で18.0万円（いずれも新法分、男女一人平均、平成12年度）となっている。

モデル年金額と課税最低限（年額ベース）

（単位：万円）



（参考）夫婦のみの給与所得者の所得税の課税最低限：156.6万円

（注）1. 消費支出は、「平成13年家計調査年報」（総務省統計局）の高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみで有業者のいない世帯）の数値に12を乗じた数値である。

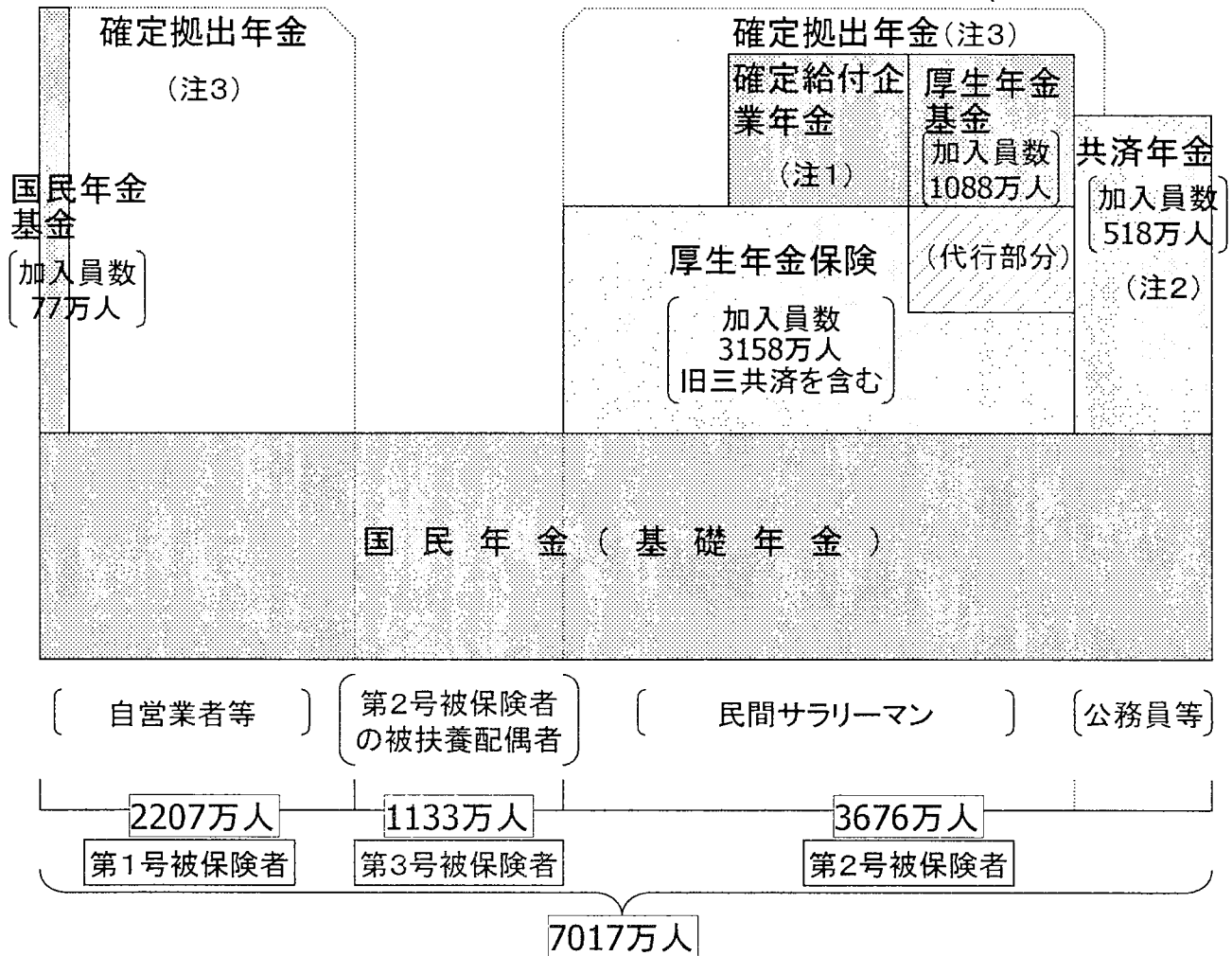
2. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦（妻は専業主婦）の受け取る年金額（15年度物価スライド実施後）である。

3. 課税最低限は、平成15年度改正における配偶者特別控除（上乗せ部分）が廃止された後の数値である（平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用）。

4. 個人住民税の課税最低限は、65歳以上の年金受給者（夫）の場合268.3万円、60歳以上の年金受給者（妻）の場合107.1万円である。

年金制度の体系

(数値は平成14年3月末)



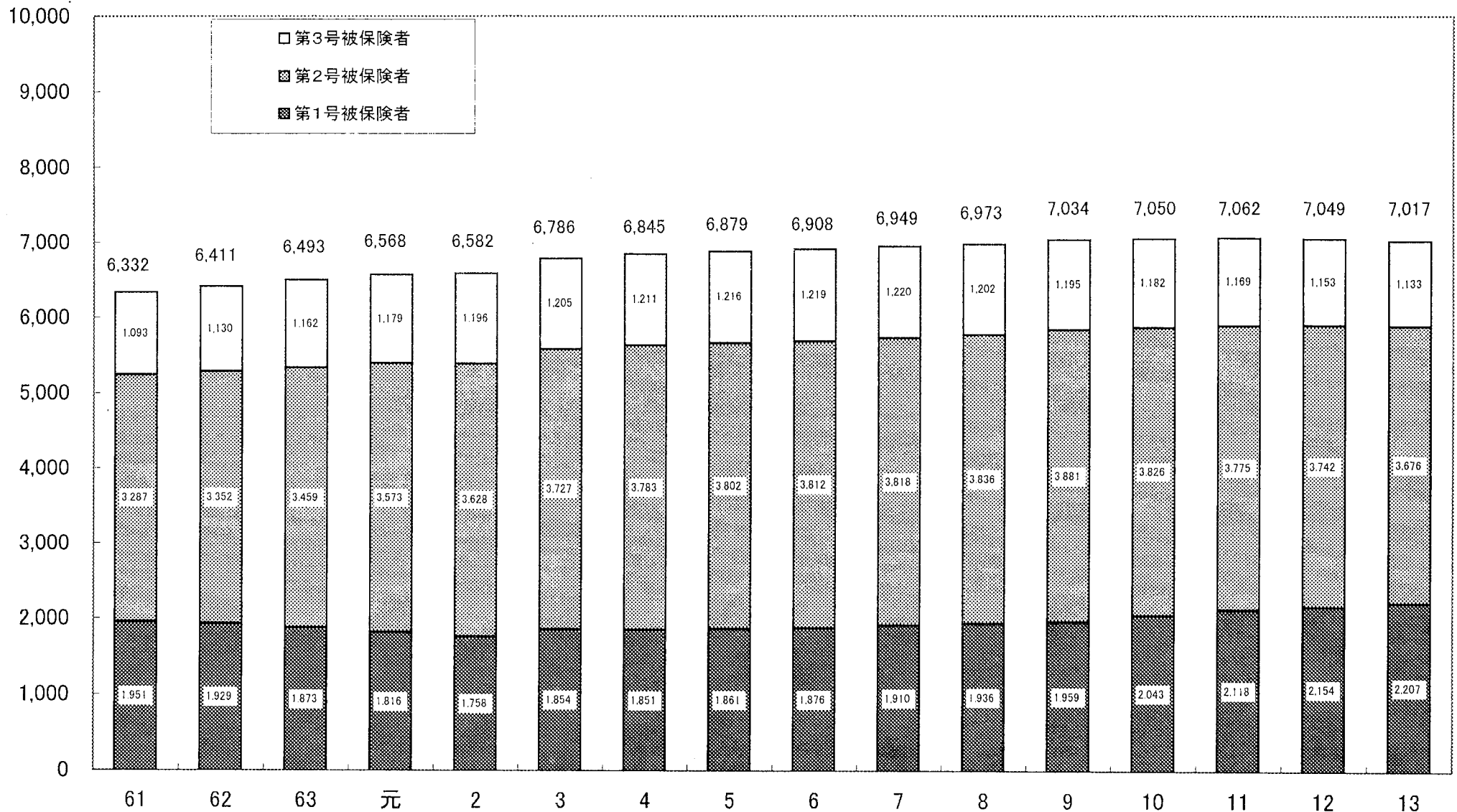
- (注1) 確定給付企業年金は、平成14年4月から実施。適格退職年金(加入者数917万人)については、10年以内に他の企業年金等に移行。
 (注2) 農林共済(加入者数46万人)は平成14年4月から厚生年金に統合。
 (注3) 確定拠出年金の加入者数は、個人型年金0.7万人・企業型年金19.5万人(平成14年10月末現在)。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者等	○民間被用者、公務員等	○民間被用者、公務員等に扶養される配偶者
○保険料は定額 月額13,300円	○保険料は報酬額に比例 厚生年金保険料率:13.58% (平成15年4月以降の総報酬ベースの保険料率 ・2号と3号の基礎年金及び厚生年金保険(報酬比例部分)に充当 ○労使折半で保険料を負担	○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している年金の保険者が負担
○国庫負担については基礎年金の3分の1		

- 老齢年金の給付額(平成15年4月)
- ・ 自営業者(40年加入の第1号被保険者1人分) : 月額 66,417円
 - ・ サラリーマン夫婦(第2号被保険者の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と基礎年金夫婦2人分(40年加入)の合計) : 月額235,992円
- 公的年金受給権者数(平成14年3月末) 2,951万人
- 公的年金受給者の年金総額(平成13年度) 40兆7,840億円

国民年金の(各号別)被保険者数の推移

(単位:万人)



(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」等より作成。

(年度)

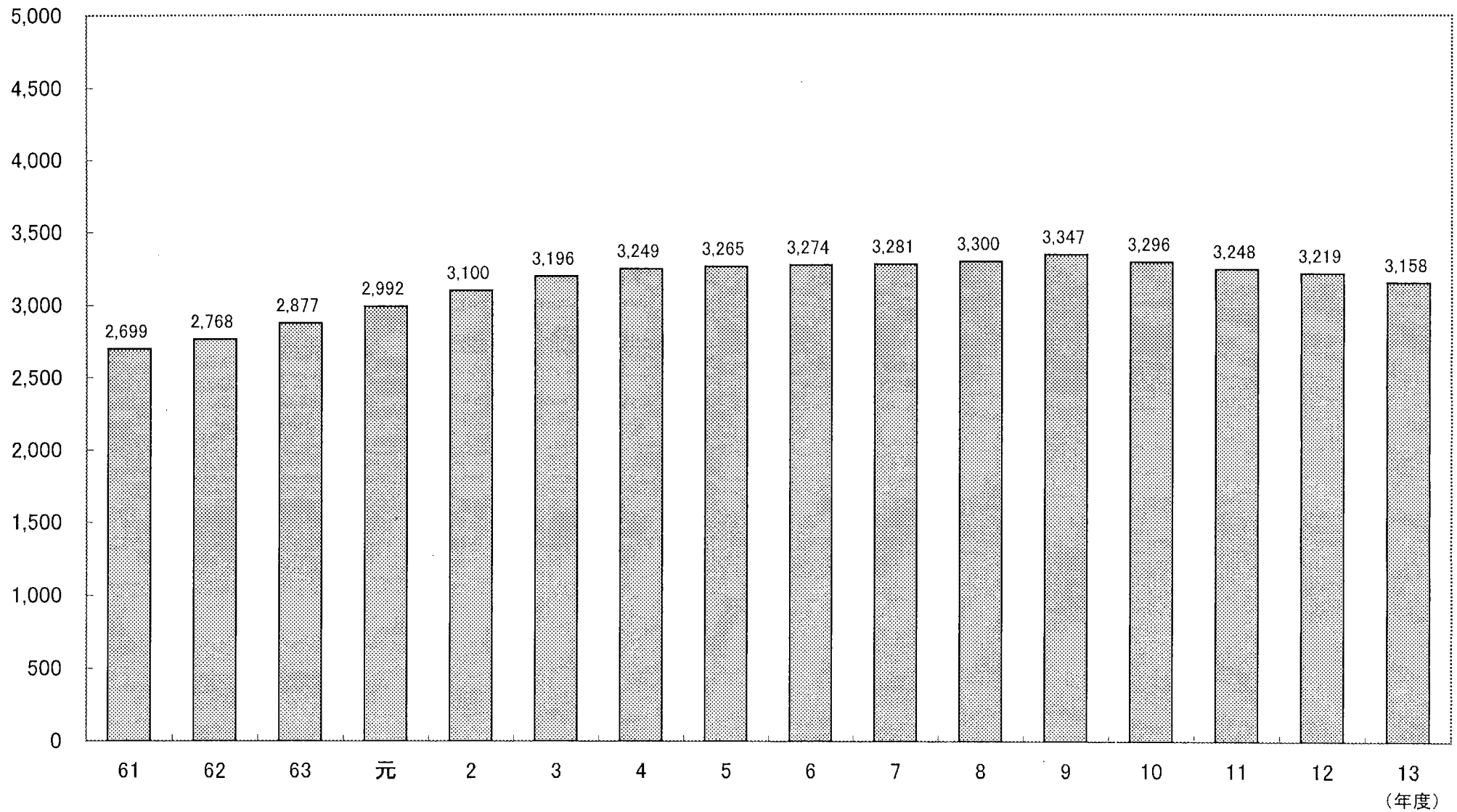
(注) 1. 年度末現在の数値である。

2. 「第1号被保険者」は20歳以上60歳未満の自営業者、農業者等、「第2号被保険者」は民間被用者、公務員等、「第3号被保険者」は民間被用者、公務員等に扶養される配偶者である。

3. 第1号被保険者は、任意加入被保険者を含む。

厚生年金保険の被保険者数の推移

(単位:万人)

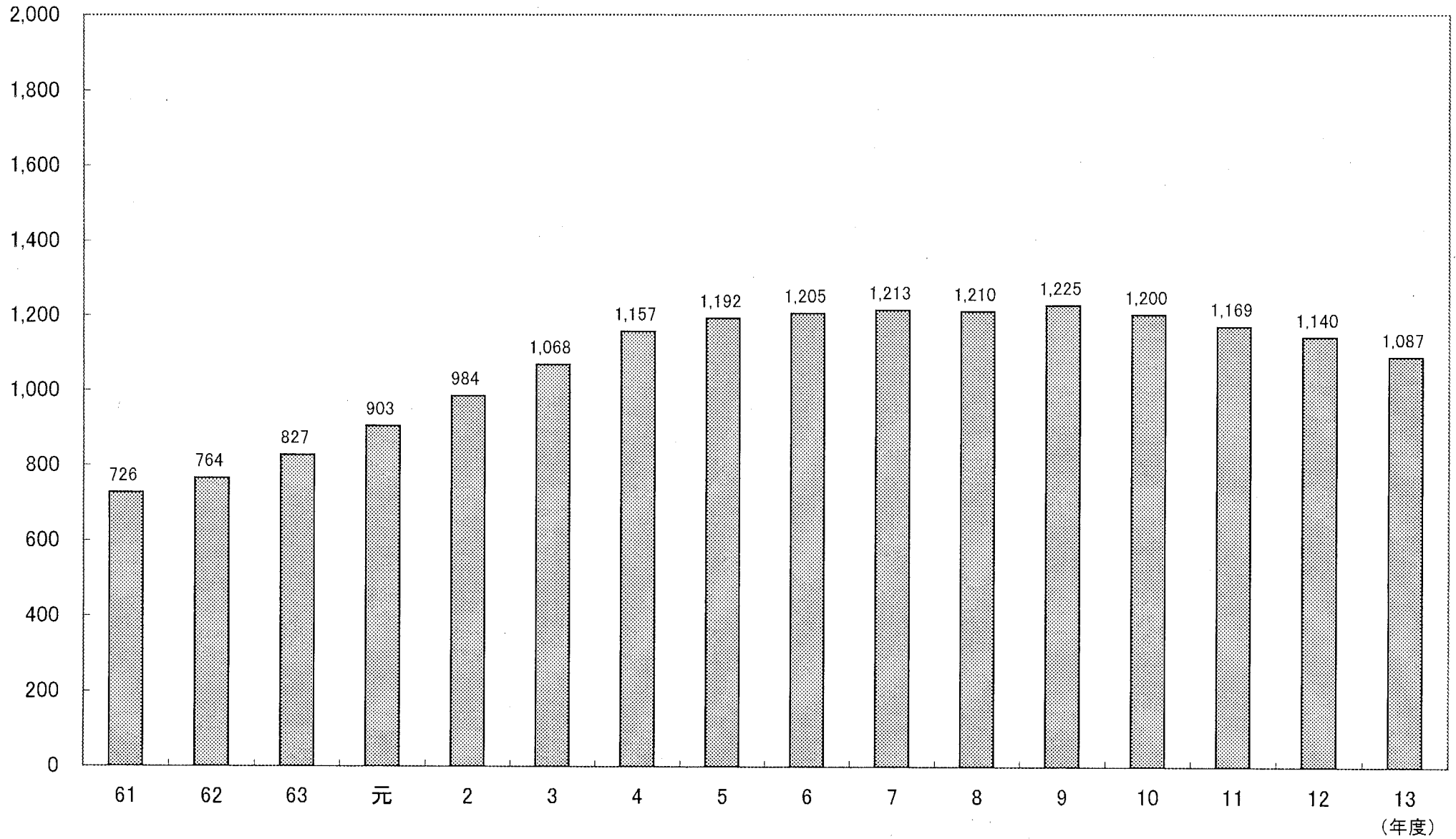


(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」等より作成。

- (注) 1. 年度末現在の数値である。
2. 平成8年度以前は、旧三共済組合分を含まない。
3. 任意継続被保険者を含む。

厚生年金基金の加入員数の推移

(単位:万人)

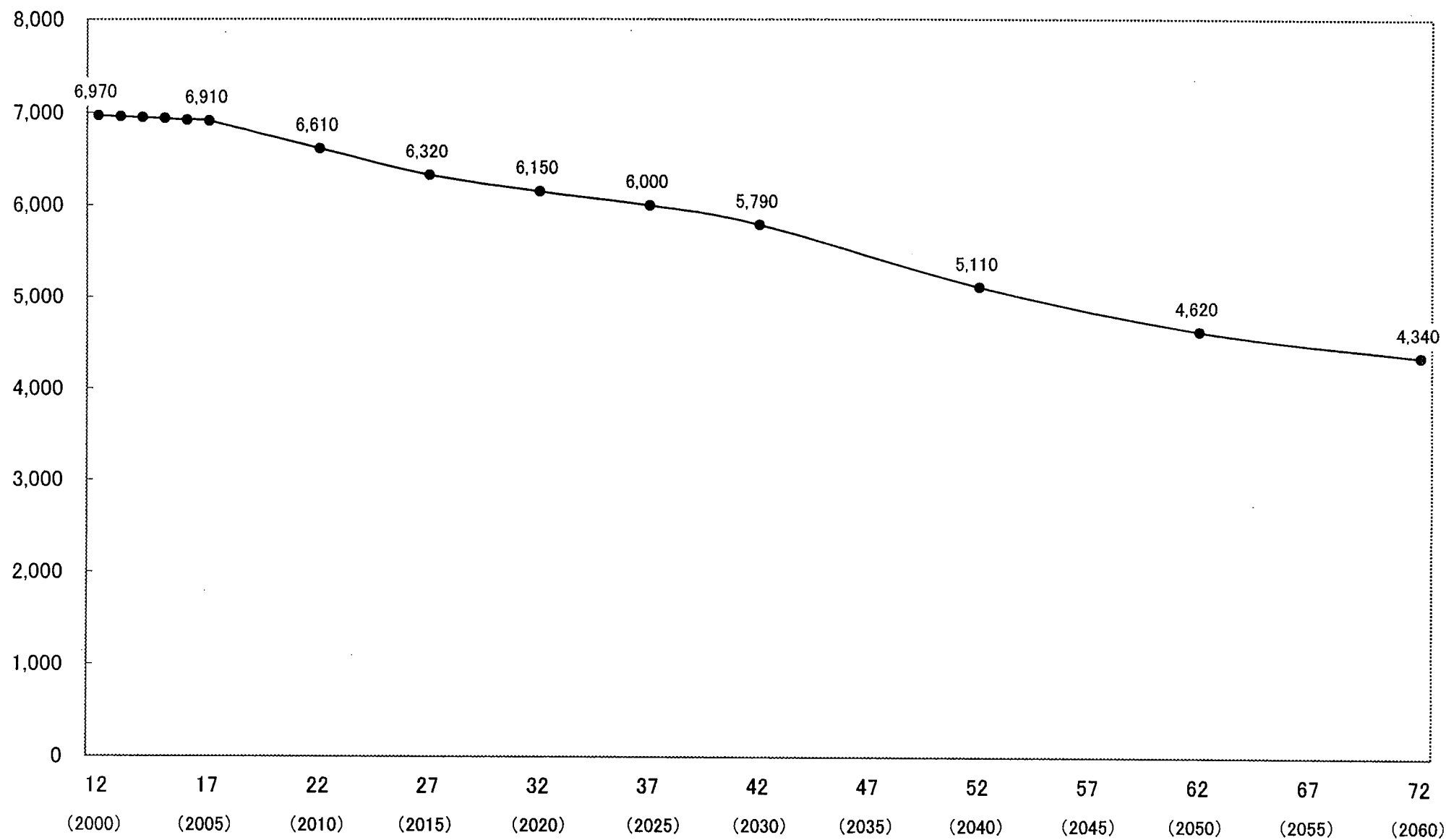


(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」等より作成。

(注) 年度末現在の数値である。

国民年金の被保険者数(見通し)

(単位:万人)



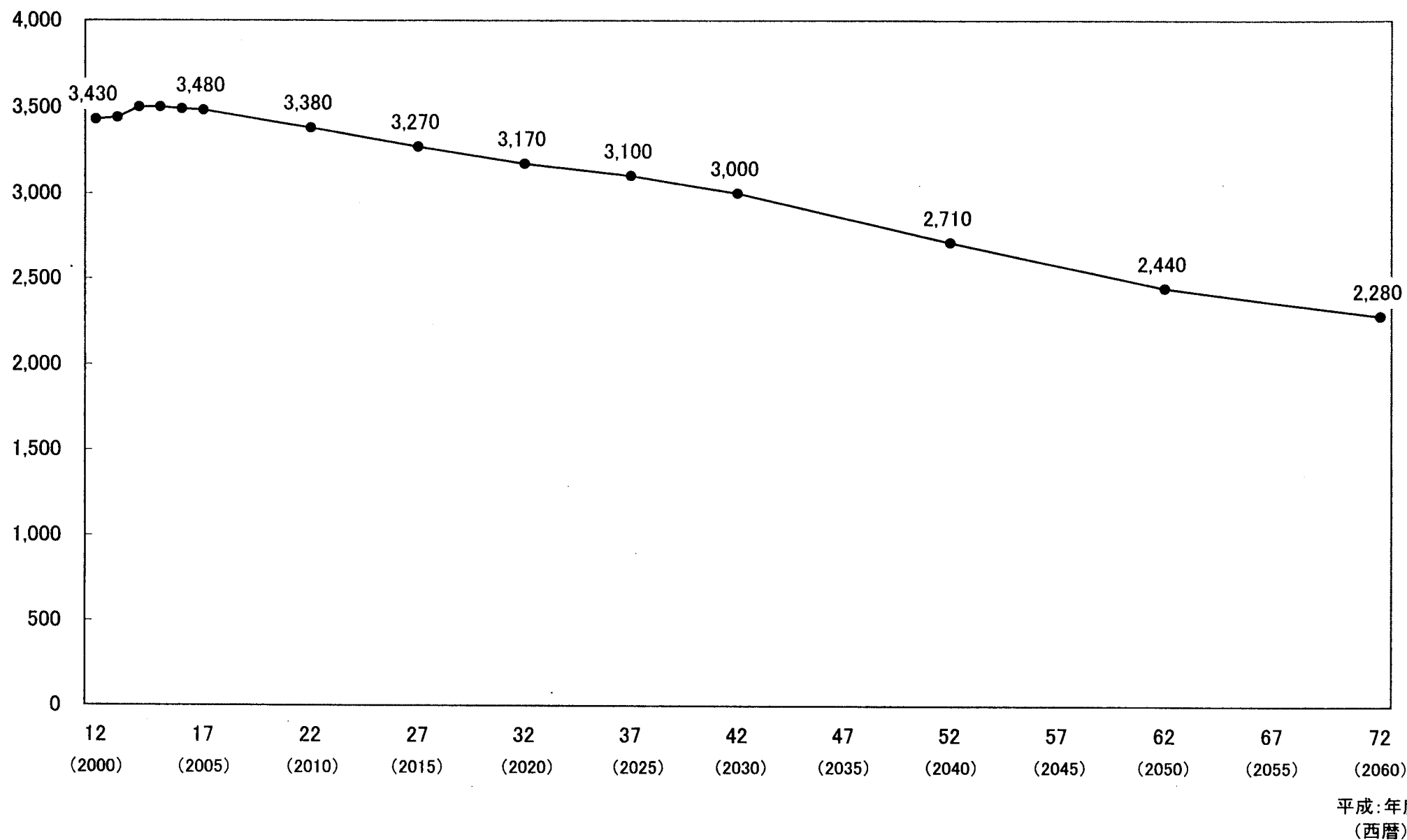
(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

(注) 年度間平均値である。

平成:年度
(西暦)

厚生年金保険の被保険者数(見通し)

(単位:万人)

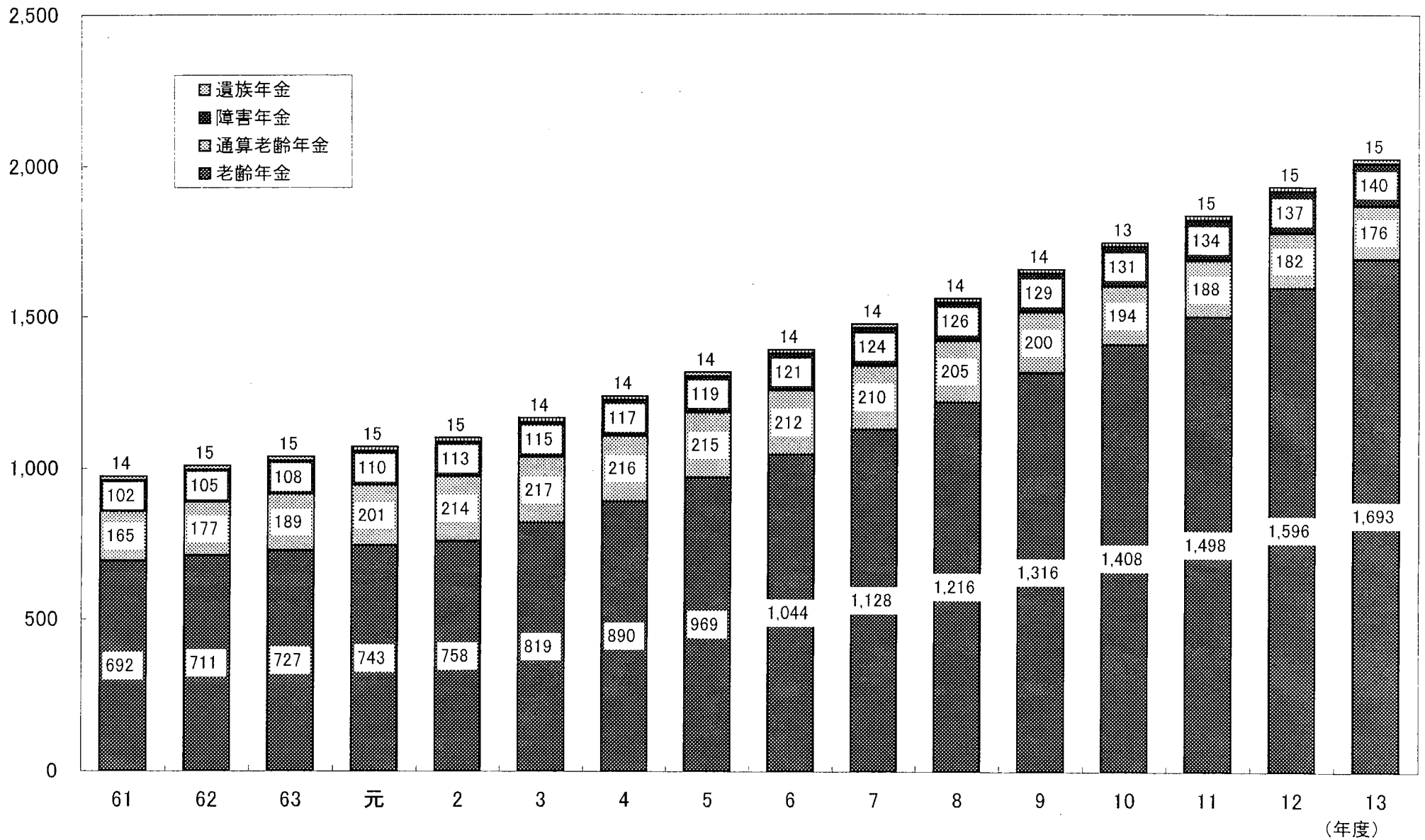


(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

(注) 年度間平均値である。

国民年金の受給者数の推移

(単位:万人)

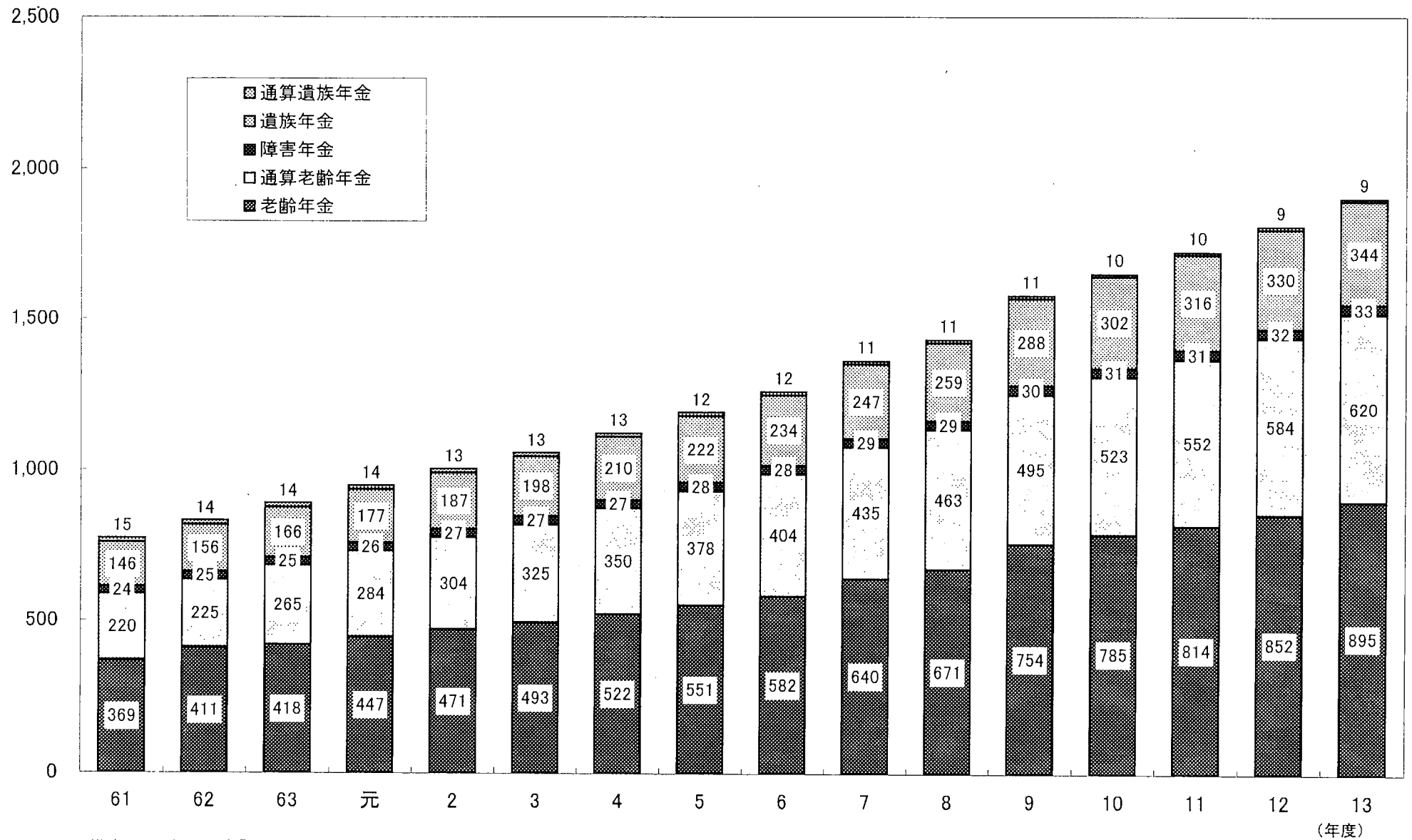


(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」等より作成。

(注) 年度末現在の数値である。

厚生年金保険の受給者数の推移

(単位:万人)

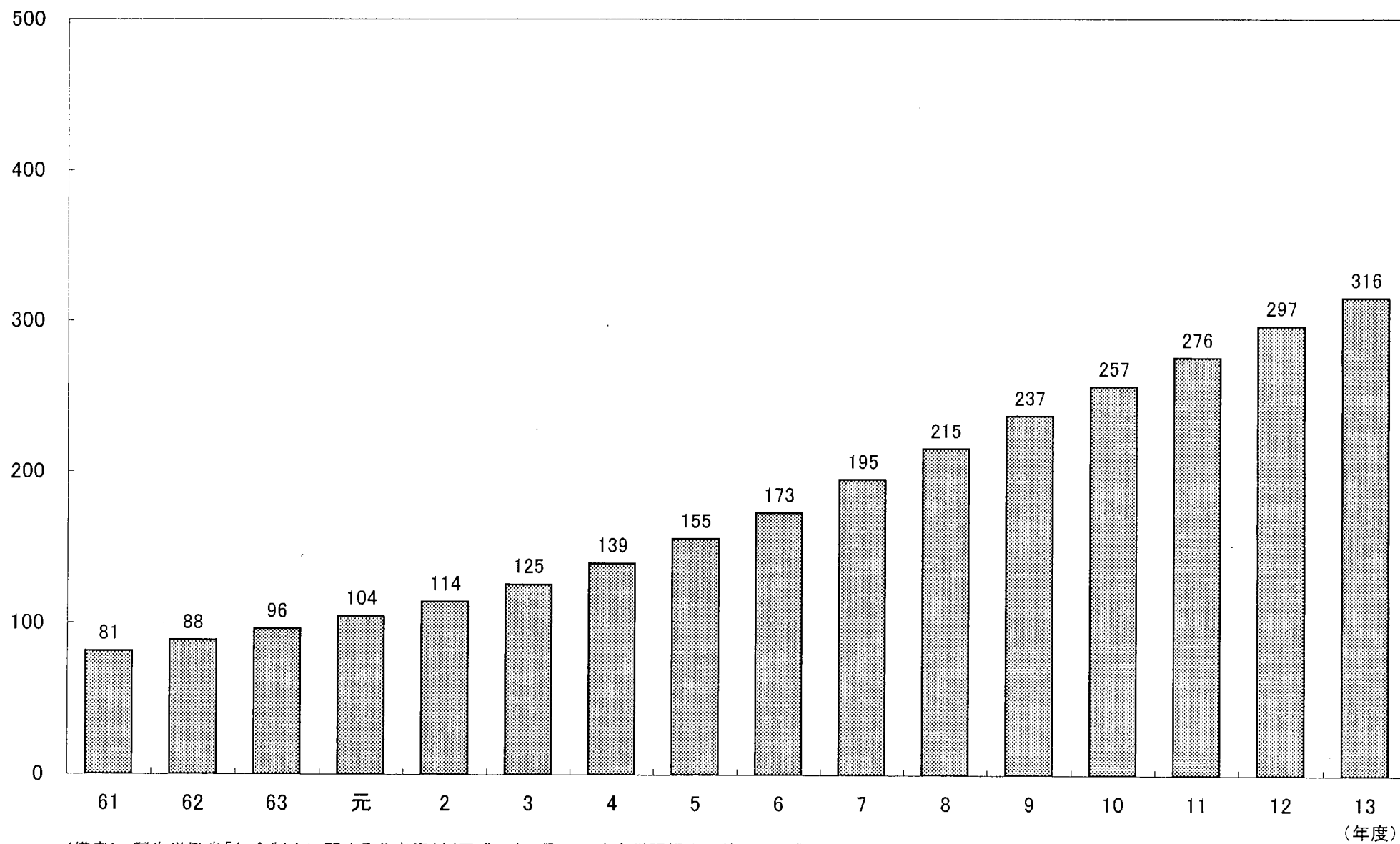


(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」等より作成。

- (注) 1. 年度末現在の数値である。
2. 平成8年度以前は、旧三共済組合分を含まない。

厚生年金基金の受給者数の推移

(単位:万人)

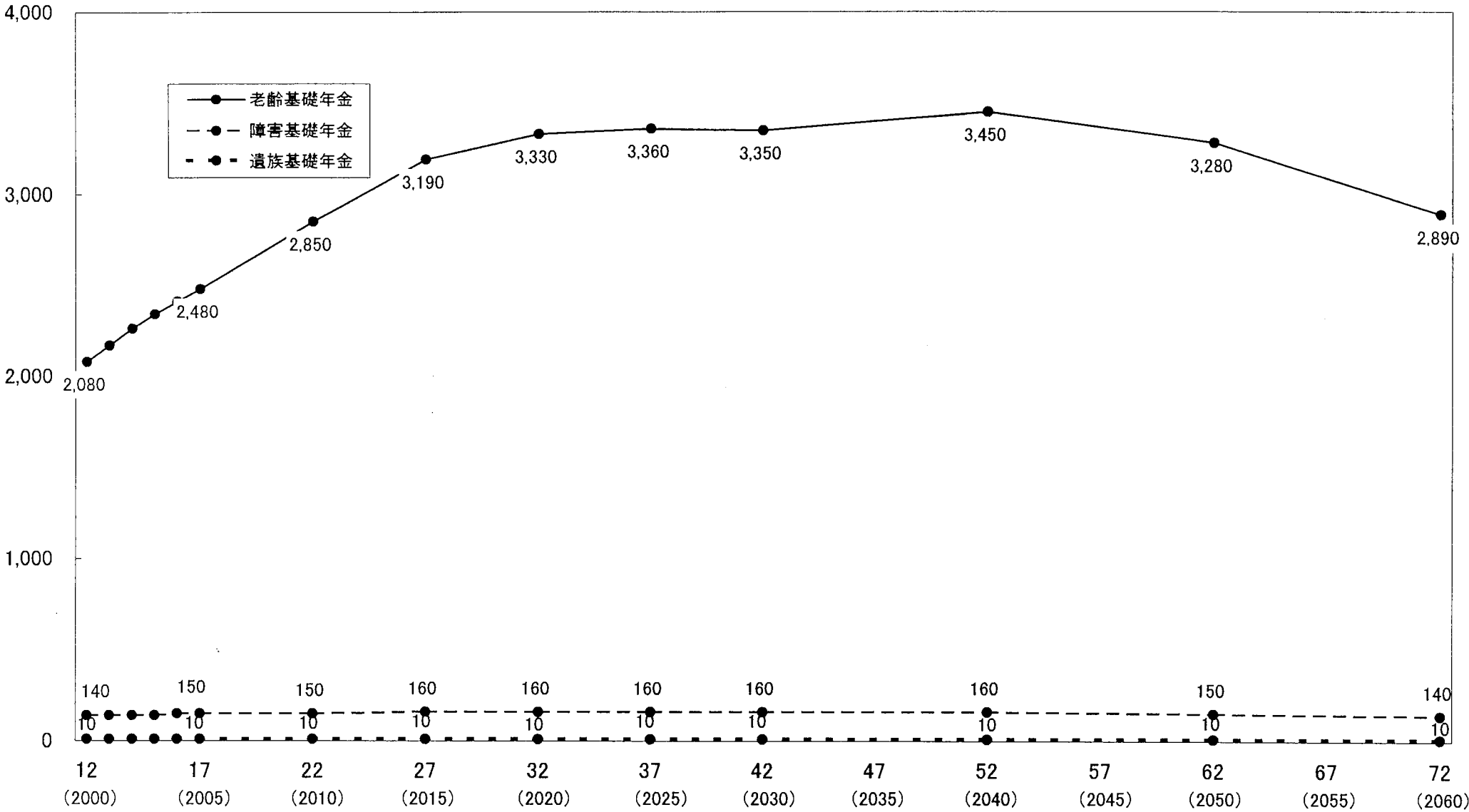


(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」等より作成。

(注) 年度末現在の数値である。

国民年金(基礎年金)の受給者数(見通し)

(単位:万人)



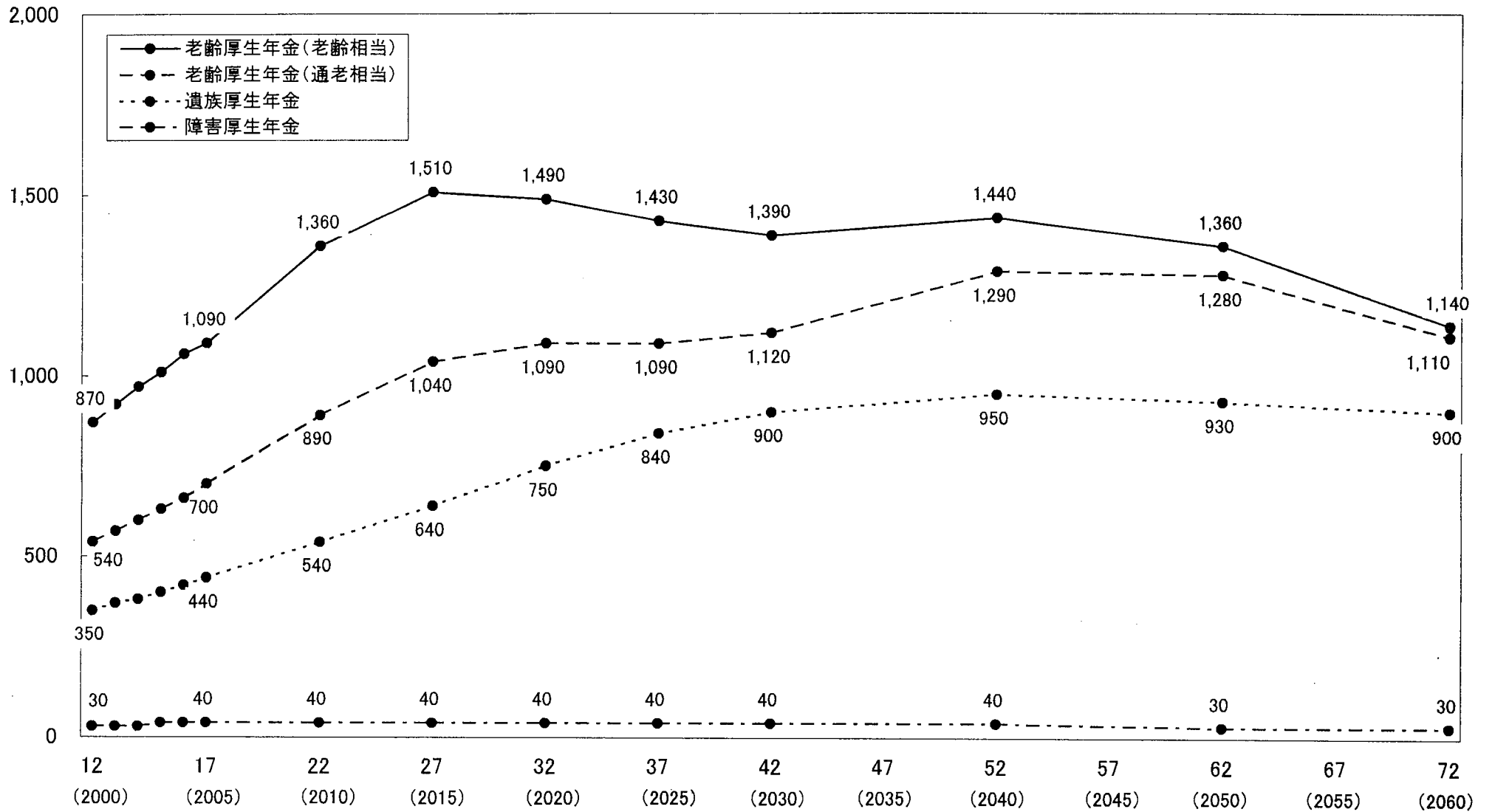
(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

平成:年度
(西暦)

- (注) 1. 年度間平均値である。
 2. 受給者数は、各制度の給付費のうち基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

厚生年金保険の受給者数(見通し)

(単位:万人)



(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

(注) 1. 年度間平均値である。

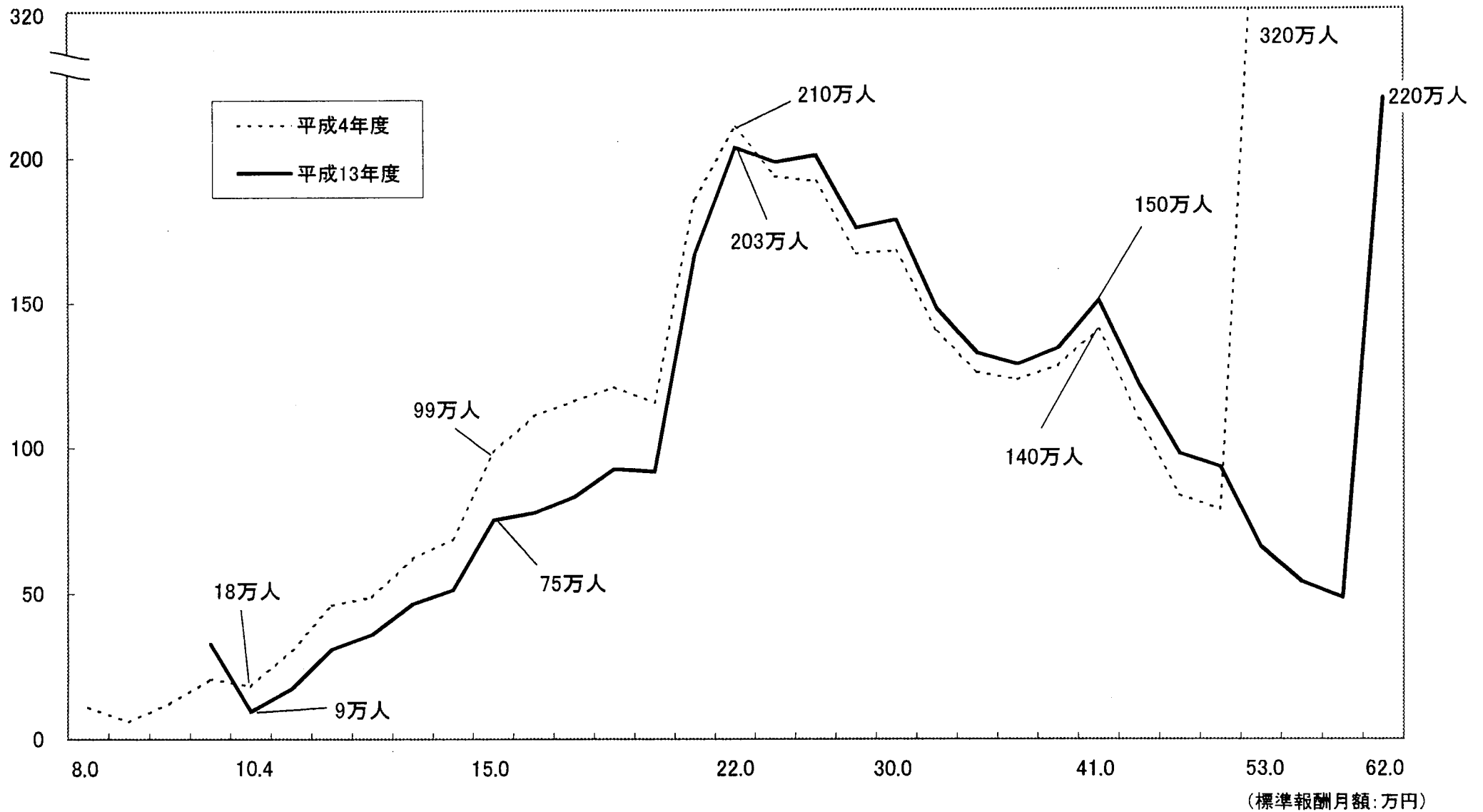
2. 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金保険の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金保険の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20~24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

厚生年金保険の標準報酬月額別被保険者数

(単位:万人)



(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

- (注) 1. 平成4年度は、旧三共済組合分を含まない。
 2. 任意継続被保険者を除く。

退職年金制度を有する企業の形態別構成比

(単位：％)

企 業 規 模		全企業に対する退職金制度 採用企業の割合	計	退職一時金制度 のみの企業	退職年金制度のみの企業	退職一時金と退職年金制度 を併用する企業
計	昭和 60 年	89.0	(100.0)	51.9	14.3	33.8
	平成 元	88.9	(100.0)	49.3	11.3	39.3
	5	92.0	(100.0)	47.0	18.6	34.5
	9	88.9	(100.0)	47.5	20.3	32.2
1,000人以上	60	99.9	(100.0)	18.1	10.1	71.8
	元	99.5	(100.0)	13.6	12.5	73.9
	5	99.7	(100.0)	10.6	19.8	69.6
	9	99.5	(100.0)	9.6	22.7	67.7
300～999人	60	98.5	(100.0)	32.0	16.8	51.1
	元	98.6	(100.0)	26.9	16.4	56.7
	5	98.7	(100.0)	19.4	26.4	54.2
	9	97.7	(100.0)	17.6	31.2	51.3
100～299人	60	94.9	(100.0)	40.4	17.0	42.5
	元	94.1	(100.0)	40.8	13.0	46.2
	5	95.2	(100.0)	37.7	21.6	40.7
	9	95.9	(100.0)	35.2	23.1	41.7
30～99人	60	86.1	(100.0)	58.8	13.3	27.8
	元	86.1	(100.0)	55.7	10.2	34.0
	5	90.1	(100.0)	54.3	16.7	29.0
	9	85.7	(100.0)	56.1	18.2	25.8

(備考) 厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」より作成。

(注) 企業規模は、同一企業に属する従業員数による。

(退職年金制度がある企業)

退職金制度の形態別男子定年退職者の退職金（60年調査と9年調査との比較）

学歴・労働者の種類 勤続年数階級		計				退職一時金制度のみ				退職年金制度のみ				両制度の併用			
		60年		9年		60年		9年		60年		9年		60年		9年	
		退職金額	月収換算	退職金額	月収換算	退職一時金額	月収換算	退職一時金額	月収換算	退職年金現価額	月収換算	退職年金現価額	月収換算	退職金総額	月収換算	退職金総額	月収換算
旧大・新大卒 (管理・事務・技術職)	計	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分	万円 月分
	20～24年	1,885 39.1	2,871 45.3	1,479 34.2	1,782 29.6	1,731 39.1	2,758 47.6	2,090 40.9	3,047 46.6								
	25～29	1,010 24.4	1,088 20.6	958 22.7	1,097 19.5	865 23.2	1,109 22.4	1,083 26.3	1,068 21.7								
	30～34	1,640 34.4	1,762 32.3	1,316 30.5	1,529 27.0	1,454 33.2	1,740 30.4	1,811 36.0	1,816 34.1								
	35年以上	2,074 41.6	2,743 42.5	1,727 38.4	1,818 29.6	1,739 40.4	2,716 50.5	2,265 42.7	2,912 42.9								
旧中・新高卒 (管理・事務・技術職)	計	2,180 44.4	3,203 49.3	1,668 41.5	2,330 37.0	2,330 45.4	3,030 50.7	2,336 45.0	3,308 49.7								
	20～24年	1,397 38.6	1,969 41.6	998 30.9	1,304 31.5	1,070 33.1	1,803 39.8	1,692 43.2	2,145 43.7								
	25～29	685 21.5	929 25.7	558 18.5	447 16.7	724 22.5	815 18.6	874 25.7	1,148 30.3								
	30～34	1,014 30.5	1,269 29.7	890 27.5	589 15.3	844 29.1	1,094 27.2	1,197 33.9	1,505 33.6								
	35年以上	1,350 38.2	1,714 36.4	1,106 34.7	1,484 33.7	1,180 37.0	1,413 30.7	1,541 40.4	1,884 39.2								
		1,878 47.4	2,231 45.3	1,518 43.4	1,628 36.3	1,247 35.8	2,085 45.1	2,046 49.3	2,371 46.6								

- (注) 1. 「退職金額」とは、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は退職年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度の併用の場合は退職一時金額と退職年金現価額の合計である。
2. 「退職年金現価額」とは何年間にわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して現在の金額に換算した値をいい、厚生年金掛金のプラス・アルファ部分を含む。
3. 「月収換算」とは、退職時の所定内賃金に対する退職金額の倍率をいう。
4. 勤続20年以上かつ45歳以上のものである。
- (備考) 厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」より作成。